

---

---

# 白井市社会教育関係団体 届出のしおり

---

---

白井市教育委員会 生涯学習課

## ～はじめに～

### ○生涯学習とは？

生涯学習は、その名のとおり「生涯にわたる学習活動」のことを指します。

人間は、生まれるとすぐに、家庭を中心としてさまざまな学習を始めていきます（家庭教育）。

学齢期になると、学校で教科学習を始めることとなります（学校教育）。

学校以外でも友達との関係や地域社会などで多様な学習機会に出会い、経験・学習を重ねていくことのほか、学校を卒業して就労を始めると、仕事に関する学習や、豊かで充実した人生を送るための学習を続けることとなります（社会教育）。

このように、生涯学習は、家庭教育・学校教育・社会教育のすべての学習を含んでおり、わたしたち一人一人の生きていく姿そのものに深くかかわっています。

### ○社会教育とは？

「社会教育」は、生涯学習のうち、「学校教育」に含まれないすべての学習活動とすることができます。

例えば、仕事をする上でその知識を深める学習や、スポーツや趣味を楽しむ活動、自分の興味がある事項について調べることなどあらゆる学習活動が該当します。

また、これらで学習した成果を地域社会に還元していくことが社会教育の役割でもあります。

### ○どうして社会教育関係団体を認定するの？

生涯学習は、教育（学びの提供）と学習（学び）があって成り立ちます。

今、学びたい人が増えているだけでなく、学びの内容（学びたいこと）も多様化しており、多様化する学びの提供に広がり求められています。

市教育委員会では、しっかりと学びが提供できる団体を「社会教育関係団体」として認定し支援をすることで、学びの提供の充実に繋がると考えています。

そのため、社会の中で何かを学びたい人達のために、自分たちが得意とすることや知識経験を生かして、何かを教えてあげたいと思っている人達が集まり、教育活動を行うことが重要となります。

白井市教育委員会では、市内における社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行う公益性のある団体に対して、「白井市社会教育関係団体」として認定する制度を設けています。

## 1 社会教育関係団体とは

社会教育関係団体とは、学習、文化、スポーツなどを通して、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、その活動を地域文化、スポーツの向上や生活文化の振興、さらには社会福祉の増進などにつなげる自主的な運営をする団体で、教育委員会に申請し登録された団体のことをいいます。

<参考>

### 社会教育法 第10条 社会教育関係団体の定義

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

※公の支配とは…

国または公共団体による規制、監督のこと。

#### (1) 社会教育に関する事業とは

社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業とは、さまざまな技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域を良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。

また、その活動を、定期的に計画して実施し、継続的に地域社会に還元する活動、すなわち、人々の生活をより良くするために学びを提供する活動を行っていくことも、社会教育関係団体の活動として重要な活動になります。

このことから、団体の活動は、団体の会員同士で行われるものだけでなく、会員以外の人にも対象に広く公開されて実施している活動があることになります。

#### (2) 自主的な運営とは

学習・文化・スポーツ・まちづくりなどさまざまな知識や経験をもった人たちが自主的に団体をつくり、活動の目的、内容、方法、役割分担、予算、会費などを会員同士で話し合って活動を進めていくことです。また、活動は継続的に行われ、地域に開かれていることが必要です。

**★このような団体は社会教育関係団体と認められません！★**

- ・ 営利が目的となっている団体（私塾、民間カルチャースクールなど）
- ・ 会員相互の親睦や交流が主となっている団体
- ・ 継続性が保証されない団体
- ・ 特定の個人に依存する形で、民主的な組織となっていない団体

## 2 社会教育関係団体登録の認定の要件について

次の要件を全て備える団体を「社会教育関係団体」として認定します。

＜白井市社会教育関係団体の認定に関する規程＞

社会教育関係団体として認定することができる団体は、社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行う公益性のある団体であって、次の要件を全て備えるものとする。

- ① 社会教育活動を行う意思を表明し、自立的組織として確立していること。
- ② 団体としての規約、会則等があること。
- ③ 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること。
- ④ 代表者が白井市内に在住していること。
- ⑤ 団体の構成員が5人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- ⑥ 団体の主たる活動の場が市内であること。
- ⑦ 未成年者が3分の2以上を占める団体にあつては、複数の成人の育成者又は指導者がいること。
- ⑧ 広く一般に入会の機会を設けている開かれた団体であること。
- ⑨ 事業の計画及び実績の半分以上が社会教育に関する事業であること。
- ⑩ 団体が設立されてから1年以上が経過していること。
- ⑪ 学習、文化、スポーツ等の活動を行う者が自主的に設立した団体であつて、次の行為をしないもの
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為
  - ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動
  - エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反対する等の宗教活動
  - オ 企業、学校その他の法人の課外活動
  - カ その他公序良俗に反する行為

「公益性」について

一般的に「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」とされています。

市としては、公益性の判断に当たっては、積極的に不特定多数の市民等に利益を及ぼすことを基本として原則判断をします。

しかし、直接的に広く市民全体に利益が及ぶものだけでなく、人材育成などが間接的に市民全体に利益が及ぶ場合は、公益性が高いと判断します。

また、不特定多数とは、必ずしも人数が多いことを要件とするのではなく、対象となる人数自体は少なくとも公益性が高いものもあるため、個別の内容に応じて総合的に判断する必要があります。

### 3 認定及び申請書類の提出について

#### <認定について>

社会教育関係団体の認定については、必要書類を主に活動している公民館又はセンターに提出し、公民館、センター及び生涯学習課の審査のあと、白井市生涯学習推進委員会の意見を聞いたうえで、社会教育関係団体として認定されます。

#### <申請書類の提出について>

##### (1) 必要書類について

- ① 社会教育関係団体認定申請書
- ② 会則、規約等
- ③ 事業報告書及び決算報告書
- ④ 予算書及び事業計画書
- ⑤ 役員及び会員の名簿
- ⑥ その他教育委員会が必要と認める書類
  - ・ 白井市社会教育関係団体認定申請における団体調査票
  - ・ 社会教育関係団体チェックシート
  - ・ 団体紹介シート

※②～⑤は団体独自のものでも可能です。なお、内容については必ず団体で総会にて承認を得ているものを記入または添付してください。

##### (2) 提出について

4月1日から25日までの間に、主に活動している公民館又はセンターに必要書類を提出してください。

※提出の期間は、公民館等の休館日により異なります。また、提出期間を過ぎた場合、申請書類の受付は一切できません。余裕を持って書類の作成をしてください。

##### (2) 提出先

主に使用している公民館またはセンターへ提出してください。

##### (3) 認定通知

社会教育関係団体と認定された団体には、代表者へ認定通知書を送付します。

※認定通知書の提示を求められた時にいつでも提示できるようにしてください。

##### (4) 認定期間について

認定については、認定を受けた年の6月1日から3年間となります。

(例：令和2年6月1日から令和5年5月31日まで)

## 次のようなケースは

### 「社会教育関係団体」として認められません。

団体支援の公平性から、団体の活動状況が基準を満たしていないことが判明した場合は、「社会教育関係団体」の認定を取り消しますので、ご承知おきください。

#### 1 会員名簿に、活動していない人の名前を記載している。

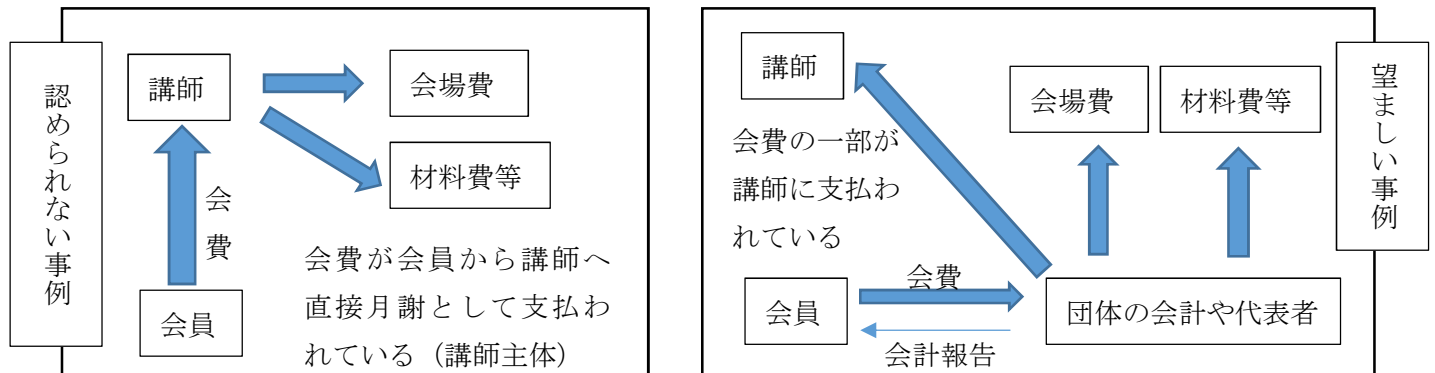
・認定を受けるために、活動していない人の名前を借りている。または勝手に使っている。

#### 2 市外会員が半数以上いるために、一部の市外会員の名前を記載していない。

・会員の割合を満たすために、会員を除外している。

#### 3 講師中心の教室

・営利目的で複数の団体に指導している。  
・子どもが主体の団体で、保護者が運営に関わらず、講師が運営主体となり、講師中心で塾のような運営をしている。



#### 4 利用人数が5人に満たないことが続いている。

・会員名簿では5人以上となっても、実際の利用人数が5人以下の状況が長く続いている状況である。

#### 5 会員のみの親睦又は交流のみが目的とみられる場合。

・旅行や茶話会などが主な活動となっている。  
・何かを作成するだけが主な活動となっている。  
・練習するだけが主な活動となっている。

#### 6 その他

・主な目的がイベントを開催するための活動であるもの。  
・公的団体に関係し又は属しているもの。

## ～～会員のみの活動が目的にならないようにするために～～

「自分たちの活動の発表会を行うために」主な活動を行っていませんか？  
「自分たちが作った作品を発表するために」主な活動を行っていませんか？

★「もうひとつ先の行動」を社会教育関係団体として行ってもらうためにも  
市教育委員会は、しっかりと学びが提供できる団体を「社会教育関係団体」として認定し、支援していきます。

<一例として・・・>

⇒発表会などの際、自分たちが学んだことをほかの人にも還元するメニューが入っている。（このほかにも、定期的に社会教育事業を実施していることが重要）

⇒定期的に学んだことを還元する活動を定期的に行っている。（会員が講師となり、学んだことを広く一般の人にも還元しているなど）

⇒公民館やセンターだけでなく、色々なところに出向いて一般市民への社会教育・生涯学習のきっかけづくりを年間通して継続的に行っている。

#### 4 社会教育関係団体認定後の書類の提出について

社会教育関係団体に認定された団体は、認定後の毎年5月31日までに下記の書類を白井市教育委員会へ提出してください。(必須事項)

(例：令和2年6月1日から認定になった場合⇒令和3年、令和4年、令和5年それぞれの5月31日まで)

- ① 事業報告書及び決算報告書
- ② 予算書及び事業計画書
- ③ 役員及び会員の名簿

※指定の期間までに指定の書類の提出がなかった場合は、認定を取り消します。

※報告等の内容が、要件を満たさない場合は認定を取り消します。

#### 5 社会教育関係団体に認定されたとき

○社会教育関係団体に認定されると公民館やコミュニティセンターの使用料が減免されます。

○社会教育・生涯学習活動推進のため、団体名や活動内容などを市ホームページで公開します。

#### 6 その他

##### (1) 登録内容の変更・取消について

登録内容の変更（代表者、連絡先など）や規則等に変更があった場合、講師を変更した場合、団体を解散・消滅した場合は、すみやかに白井市教育委員会へ必要書類を提出してください。

※変更等の届出がなかった場合は、認定を取り消す場合がありますので、忘れずに手続きを行ってください。

##### (2) 社会教育関係団体としてご協力いただきたいこと

・公民館やコミュニティセンターをより良く活用していただくためにも、センターフェスティバルや利用者連絡会に積極的な参加をお願いします。

・活動内容を見学させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。



## 社会教育関係団体登録についてよくある質問

### Q. 「社会教育」とはどんなことですか？

A. 主に、学校以外の社会において、組織的に行われる教育で、生涯学習に役立つ学びを提供するものです。

### Q. 社会教育に関する事業をしていればどんな団体でも登録できますか？

A. いいえ。要件を満たしていなければ登録できません。

### Q. 「講師が主体」とはどんなことですか？

A. 普段の活動に講師(先生やコーチなど)がいないと活動できない、または普段の活動の進め方や学習内容を講師だけで決めているなど、団体としての自主性や主体性がない場合です。

なお、普段の活動とは別に専門知識を得ることや、レベルアップをはかる目的、または学習方法の相談等で講師を招くことは構いません。

### Q. 合唱団体において、ピアノ演奏者や指揮者などがいる場合は「講師に依存した」とみなされますか？

A. いいえ。カラオケサークルがリズムや音程を変えることができる機器を学習の補助として使うのと同様に、団体自らが行う学習活動で、それを補助するために必要な「学習補助者」を迎えての活動の場合は「講師が主体の活動」とはなりません。

### Q. 会費の額に上限はありますか？

A. いいえ。活動に見合った額を団体で話し合い、決めてください。ただし、講師から言われた額が会費になっている場合は、講師主体となるため認定からは除外されます。

### Q. 入会金がある場合は認定されませんか？

A. いいえ。団体で話し合い必要だと決めてあれば、入会金があっても構いません。

### Q. 書類等がそろっていればどんな団体でも登録できますか？

A. いいえ。要件を満たしていない場合や、書類の内容と実態が異なる団体は登録できません。

### Q. 規約(会則)や決算書・予算書などの書式はその通りでなければいけませんか？

A. いいえ。団体で既に作成したものがあれば、それらを利用してもかまいません。その際は、必ず団体の総会で使用した書類の添付をお願いします。不明な点をご確認させていただきます。

これから作成する場合は団体でご検討の上、活動内容の実態(入会条件や会費の額など)に合わせて作成してください。

**Q. 個人情報保護のため、名簿を作っていません。名簿が無くても登録できますか？**

A. いいえ。名簿は人数や市内、在勤・在学者、市外の割合などの登録要件を確認するために必要です。また、市からの緊急連絡で代表者や事務担当者が不通の場合、他の構成員への連絡のために名簿を使用することがあります。なお、提出された名簿は白井市個人情報保護条例によって保護されます。

**Q. 会費を集めていないので、予算書や決算書を作っていません。予算書や決算書が無くても登録できますか？**

A. いいえ。収入や支出が一切ない団体でも、その旨が確認できる予算書や決算書が必要です。(施設使用料や教材費、事務費用の支出などは何によって賄われているのか確認を行います。例えば、使用料は団体が支払うべきものですが、どのように支払いを行っているのでしょうか?)

**Q. 代表者が会計を兼ねてもいいのですか？**

A. 会則等でそのように決まっている場合は兼ねても構いません。しかし、団体運営を公平かつ円滑に行うためにもできるだけ役割分担をするようにしてください。継続した組織的な活動のためには、会員一人ひとりが団体運営に主体的に関わる事が大切です。

**Q. 代表者が窓口に行き、手続きしなければいけませんか？**

A. いいえ。代理の方で構いません。ただし、窓口では団体内容などの確認がありますので、団体の実情を把握している方が望ましいです。

**Q. NPO法人は無条件に登録できますか？**

A. いいえ。法人格は登録の要件ではありません。団体の活動内容や構成員など、要件を満たしていなければ登録できません。

**Q. 未成年者が代表者でもいいのですか？**

A. いいえ。代表者は市内在住の成人の方がなってください。

**Q. 認定を受けないと社会教育団体の活動はできないのですか？**

A. いいえ。この申請は社会教育団体の活動を許認可する制度ではありません。

**Q. 認定を受けないと公民館等の施設が使えないのですか？**

A. いいえ。公民館等の施設には利用のための条件や手続きがそれぞれあります。社会教育関係団体の認定の有無とは関係なくご利用いただけます。詳しくは各施設に直接お問合せください。

**Q. 認定されると優先的に施設が使えますか？**

A. いいえ。施設の優先利用について優遇はされません。

**Q. 登録後、会員の入会や退会があるたびに変更の手続きが必要ですか？**

A. いいえ。認定後に提出していただく年1回の報告書等にて確認いたします。ただし、半数以上の入れ替えがあった場合は、会員の構成等を確認させていただくため、名簿の提出をお願いします。また、代表者や会則等、講師が変更になった場合はすみやかに変更の手続きをお願いします。

**Q. 認定期間終了後、社会教育関係団体の認定を引き続き希望する場合はどうしたらよいですか？**

A. 社会教育関係団体の認定期間は3年間です。その認定期間が切れた場合は新たに申請が必要となります。認定期間が終了する年の4月の申請期間に新たに申請をしてください。一度認定されれば、継続して認定されるわけではありませんので注意してください。

**Q. 認定期間終了後、社会教育関係団体の認定申請をしなかった場合、どうなりますか？**

A. 認定期間が終了しますので、自動的に認定が消滅します。

**Q. 登録の有効期限内に認定要件が満たされなくなった場合、どうなりますか？**

A. 取消の対象となります。そうなる前に改善するよう、各団体で努力するようお願いします。団体活動について教育委員会からの助言や相談等が必要な場合はご連絡ください。

**Q. しろい市民まちづくりサポートセンターに登録していますが、社会教育関係団体の認定はどうなりますか？**

A. しろい市民まちづくりサポートセンター（以下「まちサポ」と言う。）に登録されていても、社会教育関係団体に自動的に認定はされません。

まちサポの登録には、白井市市民参加条例第2条第4号に規定する活動を行っているなど、まちサポの独自の登録要件があります。

しかし、社会教育に関する事業を中心に活動している市民活動団体については、社会教育関係団体の申請を行うことは可能です。

**Q. 社会教育関係団体に認定されなかった場合、しろい市民まちづくりサポートセンターに登録もできませんか？**

A. まちサポの登録には、まちサポの登録要件がありますので、その要件で内容を審査して登録を行います。

社会教育関係団体の認定、まちサポの登録で統一して言えることは、どちらも「公益性のある活動」を実施しているかが重要になります。

## 7 届出の受付場所

<申請書>

主に活動している公民館、センターに申請書の提出をお願いします。

施設名	住所（白井市）	電話（047局）
西白井公民館	清水口1-2-1 西白井複合センター内	492-1011
白井駅前公民館	堀込1-2-2 白井駅前センター内	497-1151
桜台公民館	桜台2-14 桜台センター内	491-7111
学習等供用施設 （通称：富士センター）	富士239-2	446-1911
青少年女性センター	清戸766-1 福祉センター内	492-2022
公民センター	中98-17	492-5266
白井コミュニティセンター	復1458-1	491-1505
西白井コミュニティプラザ	西白井2-16-1	497-5771

※まちづくりサポートセンターは除きます。

## 8 申請書のダウンロード

白井市社会教育関係団体認定申請書等は、市のホームページからダウンロードできます。

白井市のホームページ

<http://www.city.shiroi.chiba.jp/>

### 【問い合わせ先】

白井市教育委員会 生涯学習課

〒270-1492

白井市復1123

電話 047-401-8942

## 白井市社会教育関係団体の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「社会教育関係団体」という。）としての認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 社会教育関係団体として認定することができる団体は、社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行う公益性のある団体であって、次の要件を全て備えるものとする。

- (1) 社会教育活動を行う意思を表明し、自立的組織として確立していること。
- (2) 団体としての規約、会則等があること。
- (3) 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること。
- (4) 代表者が白井市内に在住していること。
- (5) 団体の構成員が5人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (6) 団体の主たる活動の場が市内であること。
- (7) 未成年者が3分の2以上を占める団体にあつては、複数の成人の育成者又は指導者がいること。
- (8) 広く一般に入会の機会を設けている開かれた団体であること。
- (9) 事業の計画及び実績の半分以上が社会教育に関する事業であること。
- (10) 団体が設立されてから1年以上が経過していること。
- (11) 学習、文化、スポーツ等の活動を行う者が自主的に設立した団体であつて、次の行為をしないもの
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為

ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動

エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反対する等の宗教活動

オ 企業、学校その他の法人の課外活動

カ その他公序良俗に反する行為

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体として認定を受けようとする当該団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 会則、規約等

(2) 事業報告書及び決算報告書

(3) 予算書及び事業計画書

(4) 役員及び会員の名簿

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年4月1日から同月25日までに行わなければならない。

(認定の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請を受理したときは、第2条に規定する認定の基準に適合するか否かを確認及び審査し、白井市生涯学習推進委員会の意見を聴いた上で、認定の可否を決定をするものとする。

(認定の通知等)

第5条 教育委員会は、前条の規定による認定の可否の決定について、社会教育関係団体認定（不認定）通知書（別記第2号様式）により当該団体の代表者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条の規定により認定の決定をした団体（以下「認定団体」という。）について団体名、活動内容、会員数、会費、問い合わせ先、その他必要事項を市のホームページ等により公表

するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定団体の認定の有効期間は、毎年6月1日から同日の属する年の3年後の年の5月31日までとする。

(変更又は解散の場合の届出)

第7条 認定団体の代表者は、認定期間内に団体の規約等を変更し、又は団体を解散したときは、速やかに白井市社会教育関係団体変更届出書(別記第3号様式)又は白井市社会教育関係団体解散届出書(別記第4号様式)を教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第8条 教育委員会は、第2条に定める要件を欠いたとき、又は前条の規定による変更又は解散の届出を怠ったときは、その認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、社会教育関係団体認定取消通知書(別記第5号様式)により、当該団体の代表者に通知するものとする。

3 教育委員会は、認定の取消しがあったときは、白井市生涯学習推進委員会に報告するものとする。

(報告)

第9条 認定団体は、次に掲げる書類を毎年5月31日までに教育委員会に報告しなければならない。

(1) 事業報告書及び決算報告書

(2) 予算書及び事業計画書

(3) 役員及び会員の名簿

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、社会教育関係団体の認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の廃止)

2 白井市社会教育関係団体の認定に関する規程（昭和57年教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現にこの訓令による廃止前の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第4条の規定により認定を受けた団体は、当該認定の期間の満了する日までの間は、この訓令第4条の規定により認定を受けた団体とみなす。



別 記

第 1 号様式（第 3 条第 1 項関係）

社会教育関係団体認定申請書

年 月 日

（宛先）

白井市教育委員会

団体名：

申請者：住所

氏名

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第 3 条第 1 項の規定により社会教育関係団体として認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 会則、規約等
- 2 事業報告書及び決算報告書
- 3 予算書及び事業計画書
- 4 役員及び会員の名簿
- 5 その他教育委員会が必要と認める書類

第 2 号様式（第 5 条第 1 項関係）

社会教育関係団体認定（不認定）通知書

第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

白井市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり社会教育関係団体として（認定する・認定しない）ことを決定しましたので通知します。

記

団体名	
認定番号	
認定期間	年 月 日から 年 月 日まで
認定しない理由	
備考	

第3号様式（第7条関係）

社会教育関係団体変更届出書

年 月 日

（宛先）

白井市教育委員会

団 体 名：

認定番号：

代 表 者：住 所

氏 名

連絡先

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第7条の規定により、  
下記のとおり届け出ます。

記

変更事項		新	旧
代表者	住所		
	氏名		
	電話		
規約・会則 （団体名・会費等）			
講師・指導者 （氏名・連絡先等）			
変更年月日		年	月 日付

- 1 「変更事項」の欄は変更のある事項のみ記入をしてください。
- 2 規約・会則の変更は、変更後の規約・会則を提出してください。
- 3 関係書類がある場合は添付してください。

第4号様式（第8条第2項関係）

白井市社会教育関係団体解散届出書

年 月 日

（宛先）

白井市教育委員会

団体名：

代表者：住 所

氏 名

連絡先

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第7条の規定により、  
下記のとおり届け出ます。

記

団体名	
認定番号	
代表者名	
解散日	
解散の理由	

第 5 号様式（第 7 条関係）

社会教育関係団体認定取消通知書

第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

白井市教育委員会 印

年 月 日付け、第 号をもって社会教育関係  
団体として認定したことについて、下記のとおり認定を取り消す。

記

- 1 取り消し年月日 年 月 日
- 2 取り消し理由

## 社会教育関係団体認定申請書

年 月 日

(宛先)

白井市教育委員会

団体名：

申請者：住所

氏名

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第3条第1項の規定により社会教育関係団体として認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 会則、規約等
- 2 事業報告書及び決算報告書
- 3 予算書及び事業計画書
- 4 役員及び会員の名簿
- 5 その他教育委員会が必要と認める書類

## 白井市社会教育関係団体認定申請における団体調査票

ちば予約システム登録番号		
フリガナ 団体名		(フリガナ)
団体の目的及び活動内容		
代表者	住所	
	氏名	
	電話	
事務担当者 連絡先	住所	
	氏名	
	電話	
主たる活動場所		
団体構成員数		名 (男 名 / 女 名) 内訳 市内在住者 名 在勤在学者 名 市外の者 名
団体設立年月日		年 月 日
会費等の有無	入会費	有 (有の場合は金額 円) ・ 無
	月会費	有 (有の場合は金額 月 円) ・ 無

### 留意事項

社会教育団体に認定された場合は、社会教育や生涯学習活動推進のため、「団体紹介シート」の内容を市ホームページ等で公開します。

※添付書類 (該当欄にレを付けてください。)

- 会則又は規約等
- 役員名簿及び会員名簿
- 前年度の事業 (活動) 実績及び決算書、事業計画書及び予算書
- 社会教育関係団体チェックシート
- 団体紹介シート
- その他参考となる資料 (ある場合のみ)

(資料名 :

)

## 会則（規約）の例

※会の活動の実情にあわせ、会員で協議して作成して下さい。

### \_\_\_\_\_会規約（会則）

#### 第1条（名称・事務局）

本会は ● ● ● 会と称し、事務局を会長宅に置く。

#### 第2条（目的）

本会は、● ● ● の学習を主体として活動し、技術向上と、あわせて  
会員相互の親睦をはかることを目的とする。

#### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 月 ● 回の ● ● の定例（練習）会
2. 社会教育に関する事業として●●●●を定期的に実施
3. 目的達成に必要と認めた事業の実施

#### 第4条（会員）

本会の会員は、白井市に居住または勤務する者で本会の目的に賛同する者をもって組織する。

#### 第5条（役員）

本会の役員は次のとおりとする。

会長 1 名、副会長 ● 名、会計 ● 名

#### 第6条（役員を選出）

役員は総会において選出する。

#### 第7条（役員の任期）

役員任期は ● 年とする。ただし、再任は妨げない。

#### 第8条（会議）

本会は次の会議をおく。

1. 総会
2. 役員会

#### 第9条（経費）

本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

会費は月（年） ● ● ● ● 円とする。

#### 第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年●月●日より始まり●月●日に終わる。

#### 第11条（規約に発効）

本規約（会則）は平成 ● 年 ● 月 ● 日より発効する。





【決算】（単位：円）

〈収入の部〉			
項目	予算	決算	内容
合計			

〈支出の部〉			
項目	予算	決算	内容
合計			



【予算】（単位：円）

〈収入の部〉		
項 目	予 算	内 容
合 計		

〈支出の部〉		
項 目	予 算	内 容
合 計		



白井市市社会教育関係団体チェックシート

団体名

1	公の支配に属さない団体ですか。	はい	いいえ
2	学習、文化、スポーツ等の活動を行う人達が自主的に設立し、社会教育活動を行う意思を表明した自立的した組織ですか。	はい	いいえ
3	会則や規約はありますか。	はい	いいえ
4	自主財源を持ち、事業や活動の経費は明らかですか。	はい	いいえ
5	代表者は白井市内に在住していますか。	はい	いいえ
6	構成員は5人以上であり、構成員の半数以上が白井市在住、在勤または在学をしていますか。	はい	いいえ
7	主たる活動の場所は市内ですか。	はい	いいえ
8	入会にあたって特定の資格や条件を必要とせず、広く参加を受け入れていますか。	はい	いいえ
9	活動計画及び事業実績があり、事業の半分以上が社会教育に関する事業を行っていますか。	はい	いいえ
10	団体の設立から1年以上が経過していますか。	はい	いいえ
11	未成年者が3分の2以上を会員が占めている場合、複数の成人の育成者または指導者がいますか。	はい	いいえ
12	営利を目的とした事業や行為を行う団体ですか。(商売・教室・個人の営利となる行為)	はい	いいえ
13	特定の政党の利害に関する政治活動や特定の候補者を支持する団体ですか。(これを反対する団体も含まれます。)	はい	いいえ
14	特定の宗教若しくは教派、宗派、教団を支持し、宗教活動を行う団体ですか。(これを反対する団体も含まれます。)	はい	いいえ
15	企業や学校、その他の法人の課外活動を行う団体ですか。	はい	いいえ
16	公序良俗に反する事業や行為を行う団体ですか。	はい	いいえ
17	決まった講師(指導者)がいますか。 ※「はい」の場合は、18も記入下さい。	はい	いいえ
18	代表と講師は同じですか。	はい	いいえ
	指導者(講師)氏名		
	指導者への謝礼がありますか。	はい	いいえ
	指導者への謝礼がある場合、謝礼は会員内で相談の上で決めていますか。(講師が謝礼の金額を決めていない)	はい	いいえ

# 団体紹介シート

平成 年 月 日現在

フリガナ 団体名	
活動内容	
活動状況	年・月・週 回 曜日 午前・午後・夜間 時 ~ 時 主な活動予定場所 その他の活動予定場所
会員数	男性 人・女性 人 合計 人
構成員の年齢層	
会費	入会金 なし/ 円、 会費 年・月・回 円 (その他の必要経費など )
団体のPR 入会したい方への メッセージなど	
連絡先	フリガナ 代表者 または 連絡員 氏名 _____ 電話 _____ FAX _____ 連絡可能時間帯 _____ メールアドレス _____ 団体HP (あれば) _____

## 社会教育関係団体変更届出書

年 月 日

(宛先)

白井市教育委員会

団 体 名 :

認定番号 :

代 表 者 : 住 所

氏 名

連絡先

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第7条の規定により、  
下記のとおり届け出ます。

### 記

変更事項		新	旧
代表者	住所		
	氏名		
	電話		
規約・会則 (団体名・会費等)			
講師・指導者 (氏名・連絡先等)			
変更年月日		年 月 日付	

- 1 「変更事項」の欄は変更のある事項のみ記入をしてください。
- 2 規約・会則の変更は、変更後の規約・会則を提出してください。
- 3 関係書類がある場合は添付してください。



白井市社会教育関係団体解散届出書

年 月 日

(宛先)

白井市教育委員会

団体名：

代表者：住 所

氏 名

連絡先

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第7条の規定により、  
下記のとおり届け出ます。

記

団体名	
認定番号	
代表者名	
解散日	
解散の理由	